

伏見区役所神川出張所区民交流スペースの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伏見区役所神川出張所区民交流スペースの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における区民交流スペースは、神川出張所所管区域におけるまちづくり活動及び地域振興に資する活動の用に供するため設置するものであり、次の施設をいう。

- (1) 多目的室1
- (2) 多目的室2

(使用に供する時間及び使用に供しない日)

第3条 区民交流スペースを使用に供する時間及び使用に供しない日は、次の各号のとおりとする。ただし、区長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 使用に供する時間 別表のとおり
- (2) 使用に供しない日
 - ア 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
 - イ 公職選挙法に基づく選挙の投票日から起算して、投票日の5日前から投票日の翌日までの間

(使用資格)

第4条 第2条に規定する施設を使用することができるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 神川出張所の所管区域内の住民が組織する団体
- (2) 神川出張所の所管区域におけるまちづくり活動や地域振興を支援する活動を行う団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が適当と認めるもの

(使用許可の申請)

第5条 第2条に掲げる施設を使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、伏見区役所神川出張所区民交流スペース使用許可申請書（第1号様式）に、区長が必要と認める書類を添えて、区長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 申請者が1回の使用許可申請において申請できる使用区分は、4使用区分までとする。

(受付期間)

第6条 前条の規定による申請は、使用しようとする日の属する月の2箇月前の月の初日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「閉庁日」という。))に当たる場合においては、その日後最初に到来する閉庁日でない日)から使用しようとする日(閉庁日に当たる場合においては、その日直前の閉庁日でない日)まで受け付けるものとする。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

- 2 前条第1項の規定による使用許可の申請は、閉庁日を除く日の午前9時から午後5時まで受け付けるものとする。
- 3 申請は、先着順に受け付ける。ただし、同着の場合は区長が指示した抽選の方法により、申請順を決定するものとする。

(使用の許可)

第7条 区長は、第5条第1項の規定による申請があった場合において、次の各号に該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

- (1) 大きな声や音楽、激しい動きを伴うもの等、出張所の業務又は管理上支障があると認められるとき。
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (3) 政治活動又は宗教活動に利用されるおそれがあると認められるとき。
 - (4) 講師が受講料や謝礼を徴収して運営する講座等、営利行為その他特定人の利益に供するおそれがあると認められるとき。
 - (5) その他区長が不適当と認めるとき。
- 2 同一申請者による区民交流スペースの使用回数は、1箇月につき4使用区分を上限とする。
 - 3 前項における使用回数の数え方は、第2条に定める多目的室1及び多目的室2を別の使用区分に数えるものとする。

(使用制限)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当するとき、区民交流スペースの使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の使用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。
- (3) 申請に虚偽があるとき。
- (4) 公職選挙法に基づく選挙が行なわれることとなったとき。

(特別の設備)

第9条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、区長の許可を受けなければならない。

- 2 区長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

3 第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとするものは、当該設備に係る区長が必要と認める書類を区長に提出しなければならない。

(駐車場)

第10条 庁舎管理上、駐車場の使用は原則として認めない。

(地位の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(使用者の管理義務等)

第12条 使用者は、使用時間中その使用に係る施設及び付属設備を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 使用者は、区民交流スペースの使用を終了し、又は使用の許可の取消しを受けたときは、速やかに現状に復し、神川出張所職員の確認を受けなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、使用する施設若しくはその付属施設を破損し又は滅失したときは、区長の認定により使用者においてその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、伏見区役所神川出張所長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

(供用開始日)

2 区民交流スペースは、平成25年5月13日から使用に供する。

3 第6条第1項の規定にかかわらず、平成25年5月13日から31日まで、及び6月1日から30日までの使用許可申請については、平成25年4月25日から受け付けを開始するものとする。

別表（第3条関係）

区分	使用に供する時間
午前	午前9時～正午
午後	午後1時～午後5時
夜間	午後6時～午後9時

